

保険外併用療養費（選定療養、評価療養）について

健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）において、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な「評価療養」と、被保険者の選定に係る「選定療養」とに再編成されました。この制度は、「評価療養」及び「選定療養」を受けたときに、療養全体にかかる費用のうち基礎的部分については保険給付をし、特別料金部分については全額、患者さんの自己負担とすることによって、患者さんの選択の幅を広げようとするものです。

■ 当院では次の【選定療養】と【評価療養】が承認されています。

【選定療養】

1. 特別の療養環境の提供（個室料に関する料金（1日につき））

※ 近年、療養環境の向上に対するニーズが高まりつつあり、患者さんの選択の機会を広げるために、当院では下記の通り特別の療養環境の提供を行っております。

区分	使用料(1日)	病床数	主な設備／備品
特別室	5,000円+(税)	1	バス、トイレ、ミニキッチン、洗面台、エアコン（中央管理）
	108		

区分	使用料(1日)	病床数	主な設備／備品
個室A	1,000円+(税)	61	トイレ、洗面台、エアコン（中央管理）
			101、102、103、113、115、116、117
			201、202、203、210、211、212、213、215、216、217 218、223、225、226
			321、322、323、325、326、327、328、331、332、333 335、336、337、338、340、341、342、343、345、346
			422、423、425、426、427、428、430、431、432、433 435、436、437、440、441、442、443、445、446、447

区分	使用料(1日)	病床数	主な設備／備品
個室B	500円+(税)	53	洗面台、エアコン（中央管理）
			301、302、303、305、306、307、308、310、311、312、 313、315、316、351、352、353、355、356、357、358、 360、361、362、363、365、366、367
			401、402、403、405、406、407、411、412、413、415、 416、417、452、453、455、456、457、458、460、461、 462、463、465、466、467、468

※3・4病棟の下記12室は、差額室料を徴収する個室から除きます。

317、318、320、347、348、350
418、420、421、448、450、451

2. 通算入院期間が180日を超える入院のうち選定療養に係る入院料金

※長期入院患者（医師の診断により長期的に入院医療を必要とする患者様及び入院医療の必要性は低いが、患者様の事情により長期に入院される方）の入院基本料の給付が15%減額されます。この制度により、当院では長期入院となる患者様には減額分を自己負担として請求させていただきます。

病棟名	入院料の区分	1日当り入院料	自己負担金額（増額）の目安 （入院基本料の15%）	
急性期病棟 （1病棟、2病棟）	急性期入院基本料4	15,970円	1日当り	2,400円
			1ヶ月当り	74,400円